K 12.4 2

解決条件

交渉の結果口頭契約にて左の条件により解決す

一、固定小味

年限を考慮し左の標準に依り支給す

一ケ月に付七円、六円 五円五十銭 五円、四円五十銭 四円、三円 一円六十銭

這に本人の努力如何により歩合を附す其の率は店主の裁量に任すこと

法人 協調会名古屋出張所

告ヒタ

御店中右日(?)二十日前支店ノ[illegible]ノ申出、

一、吾々ハ直チニ其ノ実情ヲ調査シタトコロ

不景気ヲ理由ニ、某々ヲ廃シ、吾吾ヲ首切リ

某々ノ代用ヲヤラカシ、即チ吾々ヲ首切ッテ

機械ニ替ヘル[illegible]家ノ考ヘタ[illegible]ノデ

早速[illegible]中部[illegible]同人組合ヘ

情ヲ具シ応援ヲ求メタノデ幹部ガ翌々日

[illegible]ノ[illegible]ガ[illegible]ノデアル

一、中部[illegible]同人[illegible]言[illegible]

ハ[illegible]側[illegible]

[illegible]二十日ノ件ニ名トハ何

[illegible]

財団法人 協調会名古屋出張所

一、争議発生ノ場所 府下古西ケ谷町三宿六八

二、事業主側